解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十八年三月二十九日熊本県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出られたく、土地改良法第六十九条の二の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十日

熊本県水俣市陣内一丁目一番一号

清算法人水俣土地改良区

清算人代表　福山　幹雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年一月四日開催の臨時総会の決議により同年四月二十七日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十日

大分市大字津守四九六番地の三

医療法人松橋医院

清算人　松橋　寛文

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年四月三十日、医療法第五十五条第一項第五号に規定する事由により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十日

富山県氷見市万尾八一〇番地の二

医療法人社団積良医院

清算人　積良　岳

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十日

大阪府堺市中区東山一〇八番地の三

農事組合法人平井農事組合

清算人　西尾　清

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月三十一日理事の三分の二以上の同意及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十日

栃木県矢板市片岡字土中二二八八番地

学校法人恵和学園

清算人　瀬端　雅子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年三月二十二日開催の総会で議決し、平成二十八年三月二十九日秦野市長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十日

神奈川県秦野市今泉五六四番地七

秦野市秦野駅南部（今泉荒井）土地区画整理組合

代表清算人　三杉　克篤

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月三十一日目的たる事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十日

新潟県三条市東裏館一丁目一〇番三号

学校法人三条みのり学園

清算人　条生　謙道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県会津若松市栄町四五番地、最後の住所福島県会津若松市中町二番六一号

被相続人　亡　林　まち子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十日

福島県会津若松市大町一丁目九番二七号

佐藤ビル二階　れいわ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川瀬　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県栃木市大平町下皆川二三〇番地、最後の住所栃木県宇都宮市桜二丁目一番二六号桜町ハイツ一〇〇八号

被相続人　亡　大塚　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十日

栃木県宇都宮市小幡一丁目一番二七号ＫＭＧビルディング小幡六階　大川総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大川　容子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区上板橋二丁目四八番、最後の住所埼玉県ふじみ野市新田一丁目二番一―一一〇七号

被相続人　亡　庄田　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十日

埼玉県川越市新宿町一―二〇―一一　佐賀ビル二〇一号

相続財産管理人　弁護士　市川　拓郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市緑区宮本一丁目七番地三〇、最後の住所埼玉県さいたま市緑区宮本一丁目七番地三〇

被相続人　亡　三輪　英史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目九番五号さくら草ビル五〇二　みずき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　須藤　径一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市船形九九九番地、最後の住所千葉県館山市亀ケ原五四五番地の一

被相続人　亡　野寄　善範

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十日

事務所千葉県館山市北条四九〇番地九　鈴木ビル二階

相続財産管理人　弁護士　村松　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市神奈川区松本町三二番地、最後の住所神奈川県足柄下郡湯河原町城堀一九九番地の六サンクタス湯河原ラ・ヴュー七一二

被相続人　亡　手塚　潔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十日

神奈川県小田原市本町二丁目一番三号ＨＳビル四〇一

相続財産管理人　弁護士　阪之上克巳

第２期決算公告　平成28年５月30日

札幌市中央区大通西４丁目６番８号

株式会社スカイ３６５

代表取締役　佐藤　秀哉

貸借対照表の要旨（平成28年２月29日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	33,015
	固定資産	4,611
	繰延資産	919
	資産合計	38,546
負債及び純資産の部	流動負債	9,625
	株主資本	28,920
	資本金	81,200
	資本剰余金	18,800
	資本準備金	18,800
	利益剰余金	△71,079
	その他利益剰余金	△71,079
	（うち当期純損失）	(35,164)
	負債・純資産合計	38,546